

集合住宅における充電設備等 導入促進事業について

東京都環境局環境改善部自動車環境課

集合住宅における充電設備等導入促進事業

◆ 目的

- 都は、走行時に排出ガスを一切出さず環境に優しい電気自動車（EV）やプラグインハイブリッド自動車（PHV）の普及を促進している
- 平成30年5月に都主催「きれいな空と都市 東京フォーラム」にて、「2030年の乗用車新車販売に占めるZEV（EV、PHV、FCV）の割合を5割に高める」と宣言



- 都民の約6割が居住する集合住宅において、EV及びPHV用の充電設備の設置を推進



- 平成30年度から「集合住宅における充電設備導入促進事業（補助金・充電設備導入に係るマンションアドバイザー派遣）」をスタート



集合住宅における充電設備等導入促進事業 ＜補助金＞

◆ 補助概要

東京都内の集合住宅において、電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の充電設備を設置する方に対して、経費の一部を補助

同時に、充電設備の電源として太陽光発電システムを設置する場合も、経費の一部または全部を補助

◆ 実施年度

平成30年度から平成32年度までの3年間（年度ごとに受付期間を設定）

◆ 補助対象者

- ① 東京都内の集合住宅の所有者
（分譲の場合は管理組合、賃貸の場合はオーナー、新築の場合は建築主）
- ② ①の許諾を得たリース事業者、カーシェアリング事業者等

※国、地方公共団体、独立行政法人等を除く

集合住宅における充電設備等導入促進事業 ＜補助金＞

国補助((一社)次世代自動車振興センター補助金)
電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の充電インフラ整備事業
費補助金

◆ 補助対象

	充電設備	太陽光発電システム及び蓄電池
機器・要件	<ul style="list-style-type: none"> ①電気自動車、プラグインハイブリッド自動車に充電するための設備であること ②国補助が補助金交付対象として承認された設備であること ③新品であること 	<ul style="list-style-type: none"> ①充電設備と同時に設置すること ②発電した電気を充電設備又は集合住宅の共用部のみに使用すること ③電気安全環境研究所（JET）又はそれに準じる機関の認証を受けていること ④売電しないこと ⑤新品であること

◆ 補助対象経費・補助額

補助対象経費	充電設備	太陽光発電システム及び蓄電池
設備購入費	補助対象経費の2分の1 ・都の補助額は国の補助額と同額（V2Hは国の補助額の半額） ・国補助金との合計で10分の10補助 ・機種ごとに限度額あり	補助対象経費の合計金額の10分の10 （補助限度額：1,000万円）
設置工事費	・補助対象経費から国の補助額を除いた額 ・国補助金との合計で10分の10補助 ・限度額：81万円	<p>V2H(ビークル to ホーム) 電気自動車等への充電と住宅への電力供給ができる設備で、電気自動車等を家庭用蓄電池として活用可能</p>

集合住宅における充電設備等導入促進事業 ＜補助金＞

◆ 受付窓口



クール・ネット東京

(公財) 東京都環境公社 東京都地球温暖化防止活動推進センター (クール・ネット東京)
〒163-0810 東京都新宿区西新宿二丁目4番1号 新宿NSビル10階
TEL 03-5990-5068 FAX 03-6279-4697
URL <http://www.tokyo-co2down.jp/>
受付時間 月～金 (祝祭日・年末年始除く。) 9時～17時 (12時～13時を除く。)

東京都環境局ではZEV普及推進のために事業者向けに以下の補助事業も実施しています。ぜひご活用ください。
詳しくはクール・ネット東京のHPまで。



電動バイクの普及促進事業

側車付二輪自動車及び原動機付自転車から排出される二酸化炭素の削減を図るため、電動バイクを導入する事業者等に対して、その経費の一部を助成



電動自動車等の普及促進事業

自動車から排出される二酸化炭素の削減を図るため、電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車等を導入する中小事業者等に対して、その経費の一部を助成

集合住宅における充電設備等導入促進事業

＜平成30年度 充電設備導入に係るマンションアドバイザー派遣＞

◆ 概要

マンション管理の専門家（マンション管理士又は建築士を有し、かつ、集合住宅の維持管理や改修に必要なノウハウ、それに伴う相談経験のある者）が、管理組合等に直接訪問し、集合住宅への充電設備（電気自動車用）等の設置について無料でアドバイス

※ アドバイスにあたり、営利目的を排し、特定のメーカー、対象事業者等に不当に利益又は不利益を与えるような説明、助言は行いません

◆ 派遣対象

管理組合、区分所有者の任意団体（管理組合が組織されていない場合）、区分所有者、賃貸マンションの所有者

◆ 利用料金

無料

集合住宅における充電設備等導入促進事業

＜平成30年度 充電設備導入に係るマンションアドバイザー派遣＞

◆ 相談できる内容

マンションへの電気自動車等用の充電設備設置に関すること

- ・ 充電設備の種類、設置工事の内容
- ・ 管理規約等の改正にかかる合意形成
- ・ 利用料の徴収方法
- ・ 消防法等の必要な諸手続き
- ・ 他の集合住宅での充電器設置事例
- ・ 補助金の有無（充電設備等設置に関する）
- ・ その他関連する情報提供

◆ 受付窓口



(公財) 東京都防災・建築まちづくりセンター まちづくり推進課

〒150-8503 東京都渋谷区渋谷2-17-5 シオノギ渋谷ビル8階

TEL 03-5466-2103 FAX 03-5778-2791

URL <https://www.tokyo-machidukuri.or.jp/>

メール suishinka@tokyo-machidukuri.jp